

自転車安全対策推進事業について

1. 経緯

自転車乗用中の死者の約6割が頭部に損傷を負っており、交通事故の被害を軽減するためにはヘルメットの着用が重要である。しかしながら、市内のヘルメット着用率は低い状況にあることから、ヘルメット着用率の向上を図り、交通死亡事故のリスクを低減させるための事業を恵庭市交通安全運動推進委員会（以下「推進委員会」という）と協力し実施する。

2. 事業内容

(1) 自転車用ヘルメット普及促進モニター事業 【事業費（予算案）：159,500円】

推進委員会を通じて、65歳以上の者を「自転車用ヘルメットモニター」として指定し、自転車用ヘルメットを無償配布するとともに交通安全活動に参加や協力を促すことにより、ヘルメット着用の重要性の理解及び周囲への自転車用ヘルメット着用の機運醸成を図る。

- ①配布個数： 25個
- ②配布者： 市内在住の65歳以上の方を対象にモニター協力者を募集し決定
(応募多数の場合は抽選)
- ③募集期間： 4月1日(火)～4月30日(水)
- ④応募方法： 電子申請・郵送・持参
- ⑤その他： ヘルメット配布時にヘルメット着用の重要性や交通安全活動についての説明会を実施し、交通安全活動に参加や協力をしていただくほか、アンケートなどを実施する

(2) 自転車用ヘルメット購入費助成事業 【事業費（予算案）：338,500円】

推進委員会を通じて、市内の小学生以下の者のためのヘルメットを購入する者に対し、販売価格の一部助成をすることにより、購入者の負担軽減を図る。

- ①助成対象数： 100個
- ②助成対象者： 市内在住の年度内に満4～12歳となる者
- ③助成額： 上限3,000円（3,000円以下の場合は全額助成）
- ④対象ヘルメット： ア 新品のものであること
イ 市内の店舗で購入したものであること
ウ 自転車乗用に製造されたものであること
エ 令和7年4月1日以降に購入されたものであること
オ SGマーク、JCFマーク等の安全性の認証を受けたものであること
- ⑤申請期間： 5月1日(木)～11月30日(日)まで
- ⑥申請方法： 電子申請・郵送・持参

3. 今後のスケジュール

- 4月 周知（広報、ホームページ、SNSなど）、ヘルメットモニター募集
- 5月 ヘルメット購入費助成申請開始
- 6月 モニターにヘルメットを配布